

令和2年度群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会

「多職種で学ぶ、実践事例検討会」

日 時：令和2年8月14日（金）13：00～

会 場：群馬県市町村会館 大研修室

主催 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会

日 程

時間	プログラム
12:30	受付
13:00	開会
13:10	基礎講義① 「成年後見制度の現状と課題とソーシャルワーカー」 ～目の前で困っている高齢者・障害者を「助ける」ために～ 講師：弁護士法人龍馬 おおた事務所 弁護士 板橋 俊幸 氏 実践報告② 「弁護士事務所所属の社会福祉士による成年後見業務の実践」 講師：弁護士法人龍馬 おおた事務所 社会福祉士・精神保健福祉士 野代 綾乃 氏
15:00	(休憩 15分)
15:15	事例から学ぶ 進 行 者：弁護士法人龍馬 社会福祉士・精神保健福祉士 野代 綾乃 氏 事例提供者：認知症予防&サポート研究所アソカ 代表理事 社会福祉士 河村 俊一 氏 助 言 者：弁護士法人龍馬 弁護士 板橋 俊幸 氏 弁護士 舟木 諒 氏
16:30	閉会

「成年後見制度の現状と課題とソーシャルワーカー」
～目の前で困っている高齢者・障害者を「助ける」ために～

講師 弁護士法人龍馬 おおた事務所
 弁護士 板橋 俊幸 氏

成年後見制度の現状と課題と ソーシャルワーカー

～目の前で困っている高齢者・障害者を「助ける」ために～

弁護士法人龍馬



弁護士 板橋 俊幸

1

【略歴】

2009年（平成21年） 弁護士登録

【役職等（現職）】

- ・日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 群馬担当委員
- ・群馬弁護士会 高齢者・障害者支援センター 副委員長
- ・一社）認知症予防&サポート研究所アングル 理事
- ・独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 運営懇談会委員・第三者委員
など

【活動内容】

- ・弁護士登録後、興味を持っていた高齢者や障害者に関する福祉分野の業務に従事
- ・介護施設、障害者施設、社協などの法律顧問多数
- ・成年後見人（約20件、保佐人・補助人含む）、相続問題、遺言作成、財産管理など、高齢者・障害者に関わる分野を支援者等と連携して多数対応
- ・交通事故、離婚（男女問題）、借金問題、労働問題、不動産トラブル、消費者トラブル、刑事事件なども対応

目次

第1 成年後見制度の現状（全国）

第2 群馬県の状況

第3 ソーシャルワーカーと成年後見制度

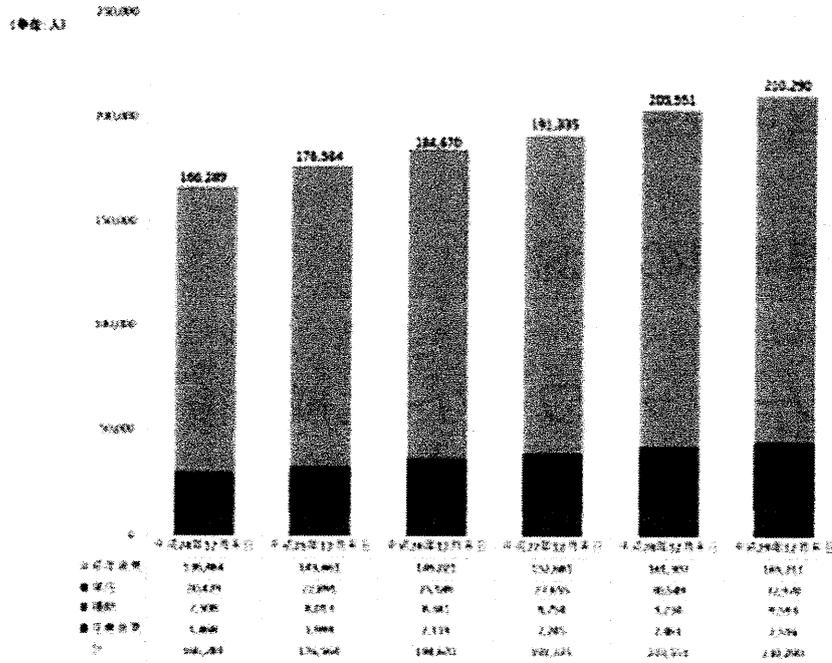
3

第1 成年後見制度の概要 **（全国版、厚労省データ参照）**

4

成年後見制度の利用者数の推移(平成24年～平成29年)

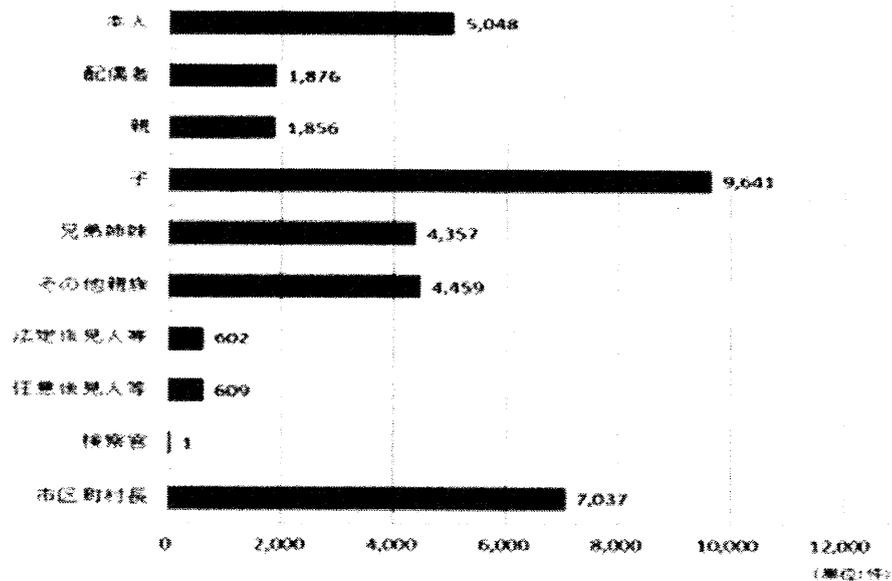
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成29年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約78.6%、保佐の割合が約15.7%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。



2

申立人と本人との関係別件数(平成29年)

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約27.2%を占め、次いで市区町村長(約19.8%)、本人(約14.2%)の順となっている。

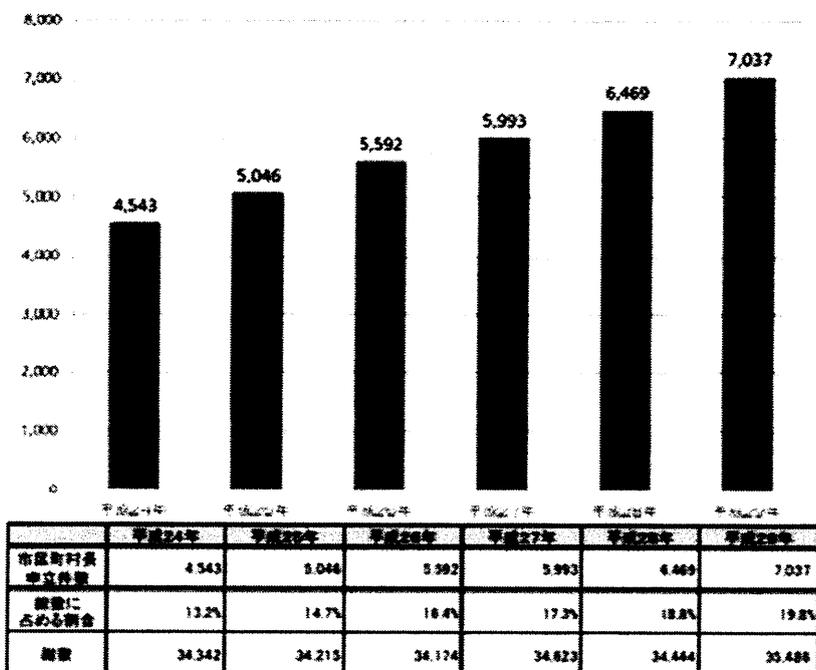


(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の持論事件を対象としている。
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

3

市区町村長申立件数の推移(平成24年～平成29年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、平成29年は全体の約19.8%となっている。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
市区町村長申立件数	4,543	5,046	5,592	5,993	6,469	7,037
総数に占める割合	13.2%	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%
総数	34,342	34,215	34,174	34,623	34,444	35,488

(注) 養老開始、定年開始、補助開始及び任意役員監督人選任事件の増減事件を対象としている。

都道府県別の市区町村長申立件数(平成29年)

○ 全国の市区町村長申立件数は7,037件であり、総数に占める割合は19.8%である。都道府県別の総数に占める割合は、10.9%～37.8%と地域によってばらつきがある。

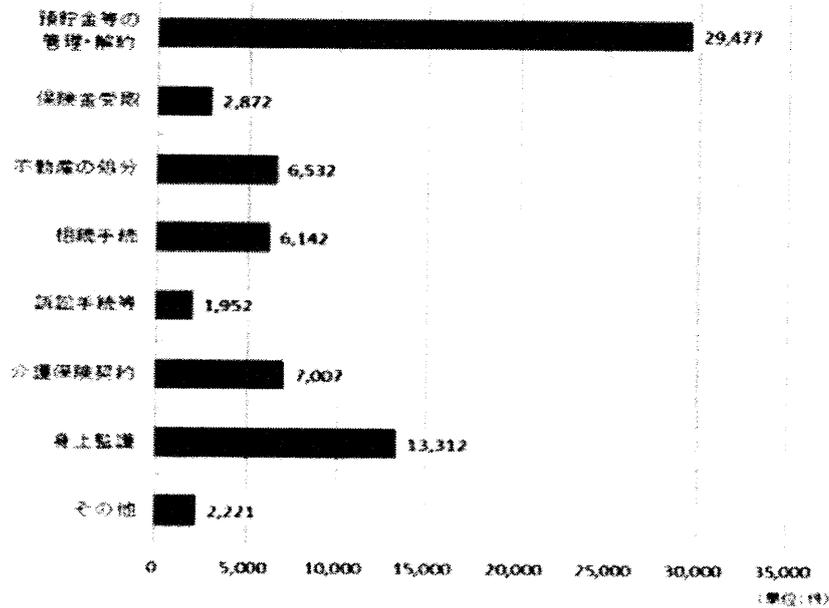
都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合	都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合	都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合
北海道	221件	1,341件	16.5%	石川	75件	398件	18.8%	岡山	278件	876件	31.7%
青森	119件	323件	36.9%	福井	41件	220件	18.6%	広島	171件	769件	22.2%
岩手	44件	281件	15.7%	山梨	53件	212件	25.0%	山口	96件	403件	23.8%
宮城	81件	394件	20.6%	長野	94件	481件	19.5%	徳島	68件	237件	28.7%
秋田	23件	163件	14.1%	岐阜	52件	369件	14.1%	香川	78件	308件	25.3%
山形	65件	232件	28.0%	静岡	123件	1,148件	11.6%	愛媛	69件	334件	20.7%
福島	155件	410件	37.8%	愛知	252件	1,435件	17.6%	高松	43件	238件	18.1%
茨城	77件	439件	17.5%	三重	79件	413件	19.1%	福岡	163件	1,375件	11.9%
栃木	45件	269件	16.7%	滋賀	70件	492件	14.2%	佐賀	52件	239件	21.8%
群馬	53件	433件	12.2%	京都	165件	1,092件	15.1%	長崎	35件	320件	10.9%
埼玉	378件	1,567件	23.1%	大阪	363件	2,832件	19.2%	熊本	161件	2,079件	24.1%
千葉	365件	1,704件	21.4%	兵庫	263件	1,759件	15.0%	大分	35件	247件	14.2%
東京	1,142件	5,128件	22.3%	奈良	47件	388件	12.1%	宮崎	118件	375件	31.5%
神奈川	579件	2,595件	22.3%	和歌山	44件	257件	17.1%	鹿児島	53件	358件	14.8%
新潟	111件	780件	14.2%	鳥取	58件	243件	23.9%	沖縄	78件	282件	20.4%
富山	49件	364件	13.4%	島根	65件	231件	28.1%	合計	7,037件	35,488件	19.8%

(注1) 養老開始、定年開始、補助開始及び任意役員監督人選任事件の増減事件を対象としている。

(注2) 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

申立ての動機別件数(平成29年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

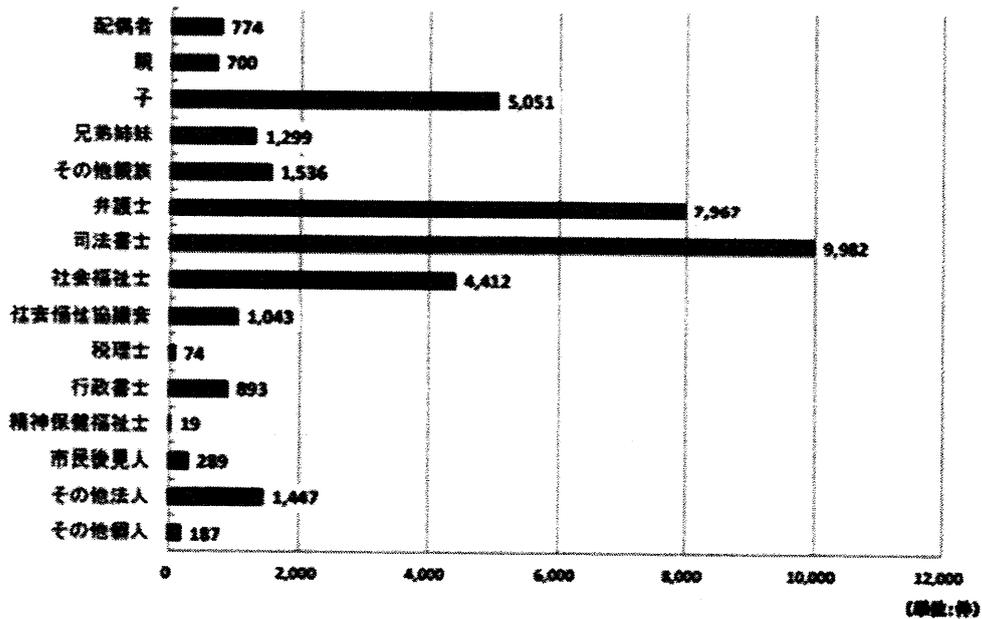


(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終了事件を対象としている。

6

成年後見人等と本人との関係別件数(平成29年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが全体の約26.2%、親族以外の第三者が選任されたものが全体の約73.8%となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち監督で終了した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

8

第2 群馬県の現状

11

前橋家庭裁判所管内における成年後見事件の概況について

※毎年1月～12月の1年間における成年後見事件等の件数を記載。

1. 申立件数

	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見
H25	361	60	14	13
H26	349	55	18	11
H27	343	72	14	8
H28	326	59	14	6
H29	344	52	15	14

6. 申立ての動機別件数

	認知症等の 原因	痴呆症等 原因	高齢者の 認知	高齢者等 の衰弱	介護状態 悪化	急上乗置	その他
H25	262	13	52	94	20	106	61
H26	270	24	59	90	8	117	64
H27	300	19	59	90	21	96	57
H28	265	13	71	89	20	42	95
H29	264	18	66	96	16	58	102

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事由について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は終局事件総数とは一致しない。

3. 申立人と本人との関係別件数

	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親類	知人友人等	任意後見人等	被後見人	その他
H25	40	24	20	148	70	71	9	10	0	41
H26	41	26	24	137	79	62	3	8	0	48
H27	44	26	24	144	63	74	5	6	0	45
H28	42	20	17	148	67	55	4	5	0	53
H29	48	19	24	138	70	60	9	12	0	53

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件の総数とは一致しない。

4. 成年後見人等と本人の関係別件数

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親類	弁護士	福祉士	社会福祉士
H25	14	13	74	22	24	64	110	84
H26	13	10	66	31	25	90	111	69
H27	11	7	72	13	22	92	131	70
H28	7	5	68	22	12	88	109	71
H29	5	6	80	25	22	91	109	81

	弁護士	行政書士	精神保健福祉士	任意後見人	任意後見監督人	その他親類	その他法人	その他個人
H25	0	9	0	0	0	1	1	0
H26	0	3	0	0	0	1	6	0
H27	5	1	0	0	0	0	1	0
H28	1	6	0	0	0	6	0	0
H29	0	4	0	0	0	1	0	1

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終了した事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終了した事件総数とは一致しない。

No.	氏名	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		計
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
1	佐藤 隆夫	471	15	2	10	1	9	485		
2	佐藤 隆夫	289	11	6	8	1	6	297		
3	佐藤 隆夫	239	9	7	9	1	9	266		
4	佐藤 隆夫	18	3	1	1	1	1	23		
5	佐藤 隆夫	47	3	1	1	1	1	53		
6	佐藤 隆夫	33	23	10	4	10	27	84		
7	佐藤 隆夫	23	10	5	5	5	5	48		
8	佐藤 隆夫	5	4	2	2	2	2	16		
9	佐藤 隆夫	4	2	2	2	2	2	16		
10	佐藤 隆夫	28	2	2	2	2	2	36		
11	佐藤 隆夫	2	2	2	2	2	2	16		
12	佐藤 隆夫	34	609	1	9	2	705			
13	佐藤 隆夫	2	49	5	82	76	81			
14	佐藤 隆夫	5	82	76	81	81	87			
15	佐藤 隆夫	1	76	3	3	3	3			
16	佐藤 隆夫	1	2	2	2	2	2			
17	佐藤 隆夫	2	6	1	1	1	1			
18	佐藤 隆夫	1	14	11	11	11	11			
19	佐藤 隆夫	7	223	82	1	94	241			
20	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
21	佐藤 隆夫	1	14	11	11	11	11			
22	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
23	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
24	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
25	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
26	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
27	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
28	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
29	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
30	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
31	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
32	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
33	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
34	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
35	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
36	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
37	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
38	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
39	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
40	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
41	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
42	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
43	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
44	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
45	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
46	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
47	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
48	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
49	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
50	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
51	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
52	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
53	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
54	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
55	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
56	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
57	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
58	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
59	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
60	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
61	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
62	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
63	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
64	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
65	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
66	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
67	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
68	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
69	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
70	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
71	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
72	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
73	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
74	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
75	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
76	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
77	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
78	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
79	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
80	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
81	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
82	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
83	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
84	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
85	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
86	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
87	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
88	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
89	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
90	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
91	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
92	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
93	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
94	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
95	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
96	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
97	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
98	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
99	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			
100	佐藤 隆夫	1	82	1	1	1	94			

市町村別の成年後見制度の利用件数

(平成30年度4月30日現在)

17年度本県

認知症や知的障害などで判断力が不十分な人の財産管理や生活を支援する成年後見... 一を巡り、県民に代わって県内の首長が2017年度に利用を申し立てた件数は、

人口増だけで比べると、全国平均の半程度にとどまることが厚生労働省の調査を基にした分析で分かった。最多の宮崎県とは約4倍の差があった。裁判官の観点から、自治体側の取り組みの差を窺うことが顕著とされ、県は本年度、市町村向けの研修を本県化する。

成年後見 首長の申し立て

全国平均の半分

認知症や知的障害などで判断力が不十分な人の財産管理や生活を支援する成年後見... 一を巡り、県民に代わって県内の首長が2017年度に利用を申し立てた件数は、

人口増だけで比べると、全国平均の半程度にとどまることが厚生労働省の調査を基にした分析で分かった。最多の宮崎県とは約4倍の差があった。裁判官の観点から、自治体側の取り組みの差を窺うことが顕著とされ、県は本年度、市町村向けの研修を本県化する。

成年後見、判断力が不十分な人に代わり弁護士や司法書士、県民らが預金の管理や福祉サービスの申請などを支援する制度。2000年に導入され、全国の利用者は18年時点で約21万8000人。申立人は増加が多いが、身寄りがないったり認知症が進行したりしている場合、首長が申し立てられる。後見人は家庭裁判所が選任する。専任高齢者の増加に伴い、首長の申し立ては年々増え、18年には利用が決まった件数全体の21%に達した。

最多宮崎県と4倍の差

サクラン県民協会の調査によると、県内の自治体で成年後見の利用件数が最も多いのは宮崎県で、2017年度は約1万2000件に達した。これは全国平均の約4倍に達している。県は本年度、市町村向けの研修を本県化する。



認知症や知的障害などで判断力が不十分な人の財産管理や生活を支援する成年後見... 一を巡り、県民に代わって県内の首長が2017年度に利用を申し立てた件数は、

人口増だけで比べると、全国平均の半程度にとどまることが厚生労働省の調査を基にした分析で分かった。最多の宮崎県とは約4倍の差があった。裁判官の観点から、自治体側の取り組みの差を窺うことが顕著とされ、県は本年度、市町村向けの研修を本県化する。

認知症や知的障害などで判断力が不十分な人の財産管理や生活を支援する成年後見... 一を巡り、県民に代わって県内の首長が2017年度に利用を申し立てた件数は、

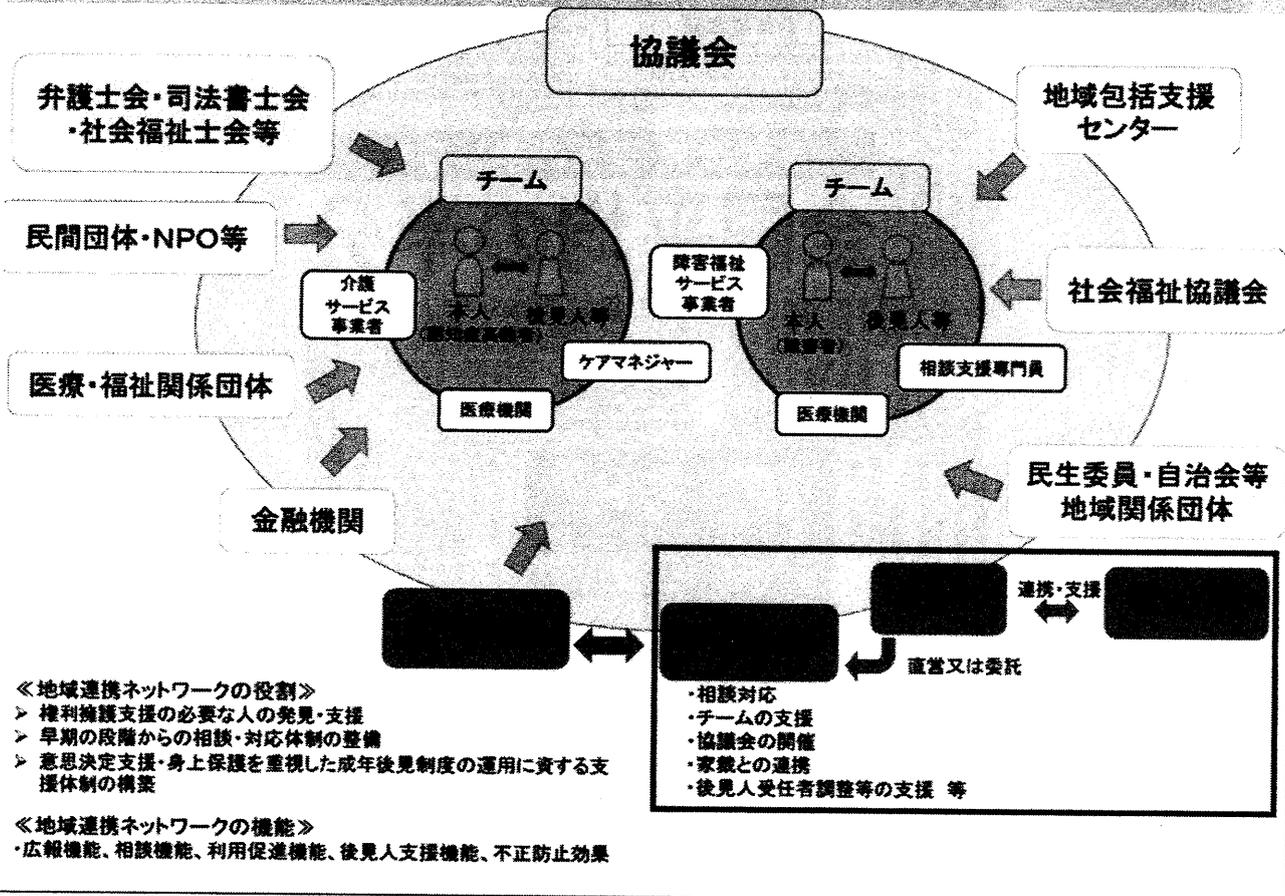
人口増だけで比べると、全国平均の半程度にとどまることが厚生労働省の調査を基にした分析で分かった。最多の宮崎県とは約4倍の差があった。裁判官の観点から、自治体側の取り組みの差を窺うことが顕著とされ、県は本年度、市町村向けの研修を本県化する。

県内専門職団体の実情

- 前橋家裁によれば、後見人等受任者 親族等約4割 専門職約6割
 - 今後は、専門職の割合を減らしていきたい
 - 専門職は、スポットでの対応と後見監督人などのサポート役へ
- 各専門職団体において後見人受任者名簿作成しているが...
- 専門職による問題点
 - 細やかな手当の難しさ (他業務もありかけられるパワーの問題)
 - 地域や世代のズレ
 - 報酬発生の問題

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙2>



中核機関（自治体）は具体的に何をするのか？

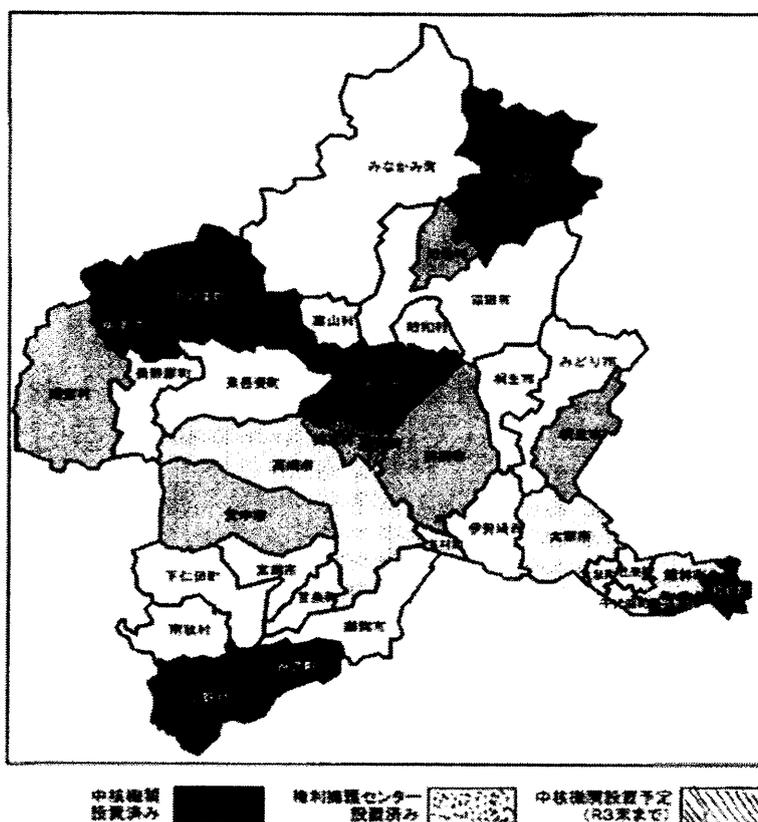
- 広報・啓発
 研修・講演会等による市民への周知・広報
- 相談受付
 明確な相談窓口の設置，相談会開催，病院や事業所からの相談対応
- アセスメント
 相談機関における検討への専門職派遣，権利擁護支援のアセスメント，後見ニーズの見極め

中核機関は具体的に何をするのか？

- 支援の検討
首長申立判断，日常生活自立支援事業の活用・後見への移行，
任意後見監督人選任のタイミング助言・サポート
- 成年後見制度の利用促進
申立支援，適切な候補者推薦支援，市民後見人養成，
法人後見の担い手育成・活動支援
- 後見人等の支援
チーム等支援会議の調整，後見人等からの相談窓口の設置，
家裁との連絡調整，報告書類作成支援

19

群馬県内の中核機関設置状況
(R1.10 国取組状況調査)



20

第3 ソーシャルワーカーと 成年後見制度

21

ソーシャルワーカーとは？①

- 皆さんは「包括職員」？「社会福祉士」？「保健師」？
「主任ケアマネ」？ それとも「ソーシャルワーカー」？
- 誰の目線の職種・資格ですか？
- 「資格」の名前を言われて、高齢者・障害者は理解できますか？
- 「包括」と言われて、市民は何をしてくれる機関か理解できますか？

22

ソーシャルワーカーとは？②

- 高齢者・障害者、家族らは、皆さんに何を求めているのでしょうか？
- 専門職の都合で動いていないか？ 本人の意思は？
- 包括で対応しきれない問題についてはどのように対応していますか？ 目を瞑る？ 他の機関を紹介して丸投げ？
- 包括職員に必要な能力とは？？
自分に足りていない能力を認識していますか？？
足りない能力は、どのように補いますか？？

23

ソーシャルワーカーとは？③

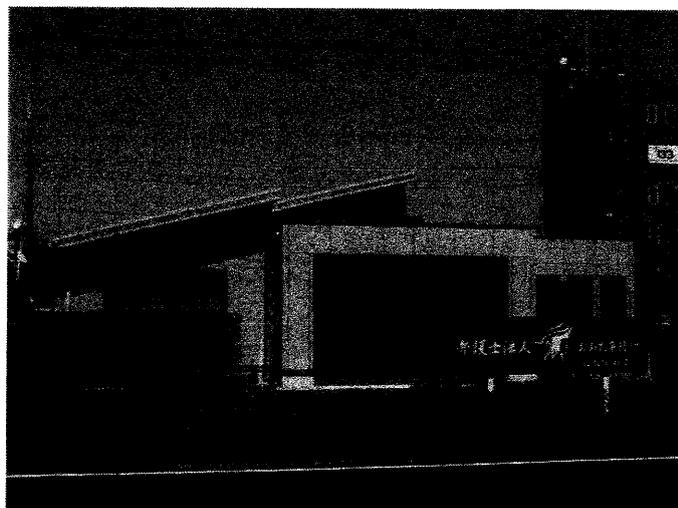
- 成年後見制度を活用したほうが良いと考えた場合、皆さんはどのように行動しますか？
- 成年後見制度について説明を求められた場合、どのように説明しますか？
ネガティブな側面、ポジティブな側面、両方あるけど…
- 医療、介護現場における成年後見制度の扱いは？
- 「地域包括ケアシステム」とは？「医療」と「介護」の連携？？？

24

おわりに

- 皆さんは、ジェネラリストでありスペシャリストです!!! (少なくとも、市民は「相談すれば何とかしてくれる」と思っています)
- 皆さんの立場は、所属法人等の意向に影響されると思いますが、困っている市民にとっては、知ったことではありません。
- 支援方法は、100人いれば100通りです。各種保険制度に乗っかれば良いわけではありません。
- 支援方法の一つとして、成年後見制度は必須科目ですので、ぜひとも勉強をしてください。(今回は細かい話が出来ずにすみません)
- 弁護士も、地域の社会資源の一つです。是非とも、連携先に入れておいてください。²⁵

★ 弁護士法人龍馬 おおた法律事務所
〒373-0852 太田市新井町519番地14
電話:0276-49-5115 FAX:0276-45-7744
＜板橋のアドレス＞
✉ : itabashi@houjinryouma.jp



(X E)

「弁護士事務所所属の社会福祉士による
成年後見業務の実践」

講師 弁護士法人龍馬 おおた事務所
社会福祉士・精神保健福祉士 野代 綾乃 氏

弁護士事務所所属の社会福祉士による 成年後見業務の実践

令和2年度実践事例検討会

令和2年8月14日

弁護士法人龍馬 おおた事務所

社会福祉士・精神保健福祉士 野代綾乃

自己紹介

★経歴

平成18年4月 県内 精神科病院 医療福祉課
平成27年3月 県内 2次救急病院 医療福祉相談室
令和元年9月 弁護士法人龍馬 おおた事務所

★資格

社会福祉士
精神保健福祉士
介護支援専門員

PSWとしての成年後見制度等との関わり

【成年後見制度】

市町村長申立の支援 2件

→成年後見人選任後方針決定等でも関りあり（社会福祉士・司法書士）

本人申立の支援 1件（本人希望で申立に至らず断念）

【その他 金銭管理や身元保証等の社会資源】

日常生活自立支援事業 10件以上

NPO法人による身元保証・金銭管理 1件

MSWとしての成年後見制度等との関わり

【成年後見制度】

申立支援 0件

成年後見人 2件

→入院費の支払い誓約書の記載で関与。MSWと後見人の関りはほぼなし。（施設入所者であり、施設職員が医療機関とやり取りしていたため）

【その他 金銭管理や身元保証等の社会資源】

日常生活自立支援事業 0件

NPO法人等による金銭管理など 2件

入所施設による通帳管理 多数

SW時代の成年後見制度へのイメージ①

- ・精神科での強制入院の同意者（当時）なのに、面会に来てくれない。「入院は継続で」「お任せします」「お金は必要になったら連絡ください」だけで悲しい…
- ・成年後見は親族がいれば、その人が見てくれるならその方がお金かからない。
- ・申立の手続きが大変。時間がかかる。
- ・施設の契約はできるけど、入院の承諾や医療行為へのサインはできない。
- ・たった1人のSWの判断で成年後見の利用は判断したくない。できない。よくわからない。
- ・後見業務をしている社会福祉士さん、なんでやっているのだろう…



ネガティブなイメージが中心!!

SW時代の成年後見制度へのイメージ②

- ・成年後見人によっては生活面の支援もよく考えてくれている！
- ・PSW, MSWとしてかかわれるのは入院中のみ→経済管理から生活までトータルで支援が必要。
- ・身寄りのいない高齢者や障がい者は支援する人がやっぱり必要。
- ・日常生活自立支援事業や身元保証支援も必要だけど、判断能力が低下していたら使えない。
(契約や金銭管理で本来一番必要となる人たち)



上手に使えるようになればいいのでは!!

実践報告1

Aさん 女性 80代 認知症

【きっかけ】

地域包括・入院先SWからのご紹介。在宅には戻れないので成年後見制度利用しての施設退院を希望

【経過】

本人・親族らと申し立てについて面談。

申立て希望あり本人申立（手続き代理を受任）

* 日常生活上の簡単な判断、意志表出は可能なため保佐の申立て

申立て後、成年後見人として、施設入所契約・財産管理・不動産等管理実施。

【現状】

施設へ定期訪問し、施設職員と情報共有。

Bさん 女性 40代 知的障害

【きっかけ】

後見センターより相続手続きのための成年後見利用希望。

【経過】

父と後見センター職員と面談。知的障害のBさんの支援となるため、後見人は父ではなく長期にわたり支援ができる弁護士を希望。申立て手続きから関わり。

本人と入所施設で面会。施設職員へも申し立てについて説明。成年後見人受任後母の遺産相続手続き実施。

【現状】

施設と定期連絡実施し、主に財産管理・役所手続きを担当。家族会等については後見人ではないがこれまで通り父が対応。

実践報告2

Cさん 女性 80代

【きっかけ】

地域包括からのご紹介。Cさんと友人との任意後見契約解除希望の相談。

【経過】

本人と面談。任意後見契約解除し弁護士との再契約希望。

数日後、金銭面での本人の不安・焦燥感募り、在宅生活困難となり、緊急避難目的で施設に入所。

その後本人より施設移動と介護サービス利用希望あり。任意後見解除（弁護士担当）と並行し、施設探し、ケアマネへの情報提供実施（社会福祉士担当）。

【今後】

任意後見契約解除後、補助の申立てを予定。

Dさん（父70代）と

Eさん（子40代：脳卒中の既往）

【きっかけ】

Dさんのケアマネからの相談。ケアマネとDさんの娘が2人の成年後見制度利用希望で来所。

【姉の希望】

成年後見制度はよくわからない。弟の入院を機にKPになったが、もともと疎遠のためこれ以上はできない。施設費の支払いや施設への日用品の補充、施設との契約、役所手続きをしてほしい。

Eさん名義の財産なし。滞納金を父の預金から支払い中。

【結論】

Eさんに対し成年後見制度ではなく日常生活自立支援事業をご紹介。

Dさんに対しては財産処分が必要になった時点で再相談となる。

実践報告3

Fさん 女性 90代

【きっかけ】

同居家族との関係構築が困難なため、過去に後見人が複数人辞任。裁判所から社会福祉士会、司法書士会、弁護士会に候補者照会するも決まらず。裁判所より当法人へ直接依頼あり就任。（弁護士と社会福祉士在籍の為包括支援を見込まれ）

【経過】

同居家族と面談。過去のトラブル因となっている生活費について相談。自宅介護の労をねぎらいつつ対応。生活費は現状維持。Fさんは介護サービス利用しなんとか生活。家族が自宅介護を希望しているため、ケアマネと情報共有しながら見守り中。

【今後】

家族はできる限りは自宅介護を希望しているが、Fさんの状況からすると施設入所も一考の余地あり。（別居家族は入所を希望）しかし、Fさんの収入にて同居家族が生活しているため、この解決策を模索中。

* 私の立場としては…対象者の収入で家族が生活というパターンはよくあることで、同居なのである程度は負担してもいいのでは、と思ってしまう。（そもそも生活保護や行政の経済支援（特別定額給付金など）は世帯単位が主なので）

しかし成年後見制度は、本人の財産は本人のために使うものとの考え。この意味も理解できる。

社会福祉士として関わった以上、Fさんの同居家族のことは知りませんとは言えない。成年後見の事務としては範疇外かもしれないが、Fさんの家族が生活できる方法も模索したい。

成年後見業務に携わるようになって

- ・専門職後見人はそれぞれ専門分野が違うので、なかなか介護・福祉分野に踏み込まない
- ・財産管理がフォーカスされていて、身上監護への支援が薄い
- ・成年後見制度自体がそもそも周知されていない
- ・後見人への過度な期待、または後見人の利用方法がわからず放置される、の2極化
- ・成年後見人の事務として、どこまでかかわるとよいか難しい

(申立に関して)

- ・包括やケアマネの皆さんから届く「本人情報シート」の詳細な情報に驚き
- ・親族や財産についての話の聞き取りは聞きにくいのかなと感じる
- ・制度自体がよくわからない、時間がかかるからと敬遠されがち。

* 聞く目的をあらかじめ伝える
* 複数で対応しほかの人から聞いてもらう
* 本人家族に簡易なアセスメント票（アンケート的なもの）を書いてもらう
* 雑談に織り込む

本人情報シート (成年後見制度用)

* この書面は、本人の判断能力等に照して医師が検診を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における管理のために提出したことを想定して作成されています。
 * この書面は、本人を支える関係者の方によって作成されることを想定して作成されています。
 * 本人情報シートの内容についてさらに確認したい旨がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

本人氏名:	作成者氏名:
生年月日: 年 月 日	職業(資格):
	連絡先:
	本人との関係:
	作成日: 年 月 日

1 本人の生活場所について
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 あり なし)
 施設・病院
 一 施設・病院の名称 _____ 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定 (認定日: 年 月) 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5) 非該当
 障害支援区分 (認定日: 年 月) 障害当 非該当
 区分 (1・2・3・4・6・6) (年報の格別) (判定 _____)
 療育手帳・要の手帳など (年報の格別) (判定 _____)
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状態について
 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 (※ 食事、洗濯等に関する体の要否や追加的状況が必要な場合は、その内容等)

(2) 認知機能について
 日によって変動することがあるか: あり なし
 (※ ありの場合は、良い状態を基準に以下のアからエまでチェックしてください。
 エの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の把握について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 はいと毎日伝達できない はいと伝達できない

イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 はいと毎日理解できない はいと理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある
 はいと毎日記憶できない はいと記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 はいと毎日認識できていない 認識できていない

(1) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について
 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
 (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(2) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回来函

(3) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(4) 金融の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
 (※ 課題については、理に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください)

5 警察裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることを認める本人の認識
 申立てをすることを認めている
 申立てをすることを認めていない
 申立てをすることを認めていないが、理由を説明していません
 その他
 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって重要だと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
 (※ 御意見があれば記載してください)

皆さんにお伝えしたいこと

- ・ネガティブイメージが多い制度ではあるが、決してすべてが悪いものではない
- ・成年後見制度はあくまで社会資源の1つ（身寄りがないから、財産があるから、と必ず利用するものではない）
- ・アセスメントの中で、このままでこの人の生活が成り立つかな？近い将来本人も、支援する側も困らないかな？という、「ひっかかり」「違和感」があったときに社会資源の1つとして成年後見制度も検討してほしい。
- ・申立するかどうか、1人で決めるのは不安だと思うので、たくさんの方と相談してほしい。
- ・後見事務をしていると、介護サービスやその他支援について悩むことがたくさんある
 - ⇒ 一緒に相談・検討させていただきたい
- ・直接弁護士への相談はためらいがある方⇒相談員をご活用ください（社会資源の1つです）

ご清聴ありがとうございました

弁護士法人龍馬 おおた事務所
〒373-0852 太田市新井町519-14
☎0276-49-5115
✉noshiro@houjinryouma.jp



(X E)

「事例から学ぶ」

進 行 者： 弁護士法人龍馬 おおた事務所
社会福祉士・精神保健福祉士 野代 綾乃 氏

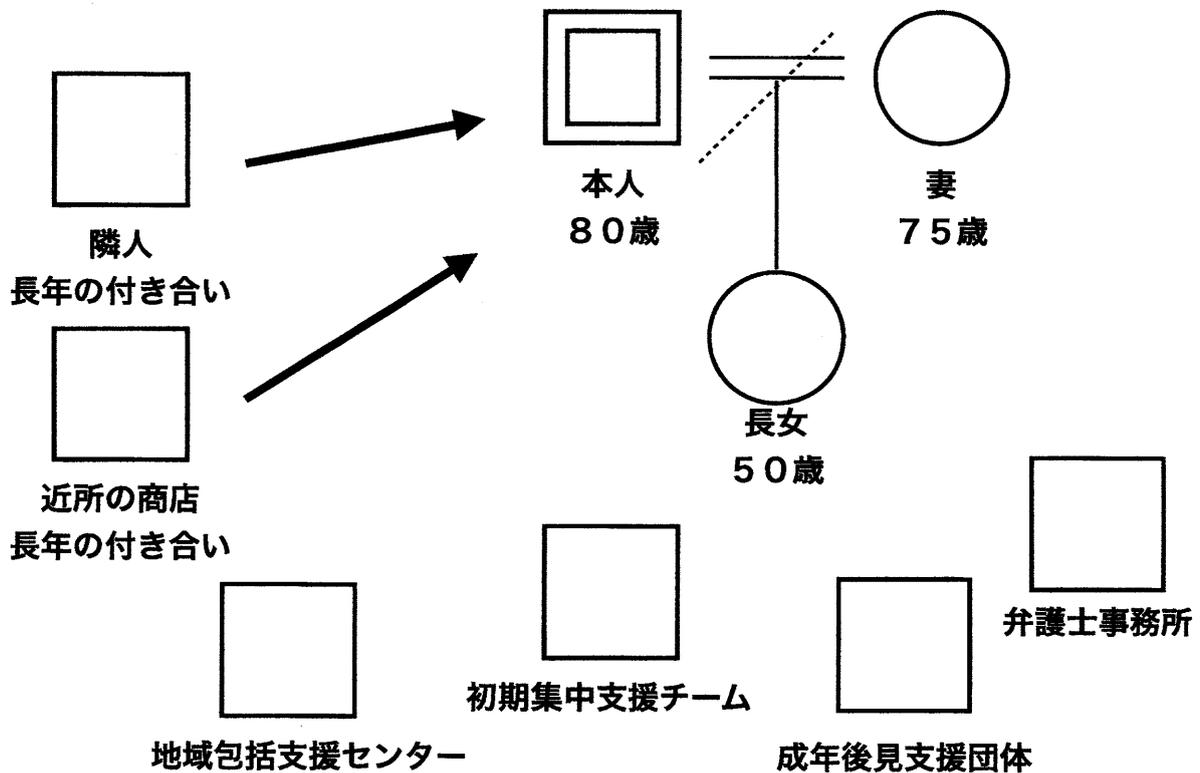
事例提供者： 認知症予防&サポート研究所アソル 代表理事
社会福祉士 河村 俊一 氏

助 言 者： 弁護士法人龍馬
弁護士 板橋 俊幸 氏
弁護士 舟木 諒 氏

事例から学ぶ

街の相談室アंकル
河村 俊一

事例の登場人物



①ご近所からの相談



隣に住んでいる1人暮らしの80歳になるおじいさんが、最近、様子がおかしい。医者に行くように勧めても「金がない」「必要になればいく」と話しては、寝込んでいる。家族もいるはずだが、行き来がない様子。こういう人はどうすればいいのか分からず、お宅（支援センター）に電話をしてみた。それと、定期的に近所で食事を届けている。



初回訪問時の情報

電話による相談者に同席を依頼。

80歳の男性で、独居だが家族はどこかにいる

医者に行っている様子がない。入浴した様子なく、屋内も散らかっている。

本人は会話はできる。だが、理解等の状態は不明

隣人が気にかけてはくれている

隣人からすると以前と様子が異なると感じている。

お金がないと話すが、タバコを吸っている様子を見かけた。

訪問時は、「何しに来た！」など攻撃的な様子であったが、役所からの訪問と伝えると少し穏やかに話す

②支援環境の確認と支援内容の検討



医療受診、既往歴など状況が一切わからない。

金銭管理状況も不明、親族の関わりが難しそう。

介護保険サービスを利用ができない状態（本人の意向が確認できない）

食事は近所が届けているようで、買い物している様子がない

話の通りは良いが、話の内容に正確性を欠く。

家族との連絡

近所が連絡取り合っていたので、つないでいただく。
妻と1人娘は、40年近く別居状態のため疎遠。

医療介護支援

認知症初期集中支援チームに協力を要請。
認知症のアセスメント協力と医療機関受診の調整相談。

財産等の管理

本人はお金のことになると怪訝な態度となる。
家族も一切関知していない。

日々の安否確認・食事の確保・医療提供の対応
こうした環境を整えつつ、将来的な生活の見通しを立てる

③支援内容・今後の課題



家族に協力を依頼。近所にもこれまで同様に協力していただく。
 配食の注文、支払いの協力（立替）、介護サービス申請の協力依頼。
 確定診断のため、認知症疾患医療センターへ受診。意見書作成。
 看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を予定する。
 本人の生活情報等を支援センターで一括管理するため、ネットワーク環境での情報共有を行う（MCSによる情報の共有化）

課題

疎遠家族の支援期待薄
 医療介護サービス等継続利用
 日常生活における家計状況
 認知症による判断能力低下

家族との連絡

医療介護支援

財産等の管理

本人が正しく判断し、
 自らの行動として実行することが困難。家族もNG

成年後見制度の利用を家族に提案
 後見内容説明は、成年後見相談の専門団体へ依頼。
 申立手続きは、家族より弁護士さんに依頼。

MCS：インプレス株式会社 「メディカルケアステーション」

④成年後見制度を利用したことにより

家族との連絡

- ・確執のある家族が、本人の支援に間接的のみで関わるのが可能になった。
- ・通院や行政手続きなど、本人の生活状況を把握している人に頼める。
- ・お互いの生活を守ることができる。

財産等の管理

- ・預貯金等財産が本人の生活に使用できる。
- ・消費者被害などを防止できる
- ・本人がこれまで生活してきたように未払いなど起こさずに済む。



医療介護支援

- ・通院から往診医に変更
- ・本人の状況によってサービス内容や事業形態などの変更が可能。
- ・他の資源利用もできる。

本人の暮らしを整える上で、「契約」等の行為は必須です。成年後見制度利用の動機は、家族の不仲ではありましたが、これによりこれまでの希薄であった家族が少し距離が縮まり、さらには、本人の体調が回復し各サービス利用により在宅生活を維持している。

⑥この事例を通して

- ①本人の希望しない（その必要性の理解ができない）サービスの利用開始はできるのか
- ②センターなどが付き添い、預貯金の出し入れをサポートすることは問題ないか
- ③1人で生活していた頃の受診歴などを確認する方法はありますか
- ④預貯金や不動産等の財産状況を本人の意思に関係なく調べることは方法がありますか
- ⑤申立人となれそうな人がいるが、申立費用の負担で躊躇されてしまう可能性があるが
- ⑥認知症か、精神障がい元々あったのか分からない。アセスメントのポイントなどありますか
- ⑦財産状況が分からない中で、督促状などがたくさん届いていた場合に気をつけておくべき点などありますか
- ⑧弁護士や支援団体に紹介をする際には、どのような情報があると繋がりやすいですか

⑦事前にいただいた質問に対して



住所地特例者の利用支援事業について、市町村の成年後見制度利用支援事業要綱による対象要件の記載はありますか。住所のある地での利用支援が望ましいと考えます。ただし、転居前の市町村から生活保護受給などを行っている事例などは、前市町村の担当部署に相談してみる必要はあるかもしれません。

成年後見利用促進計画に基づいて、中核機関の設置が進められていると思いますが、地域の実情や人材資源を考慮した中で広域圏での機関整備を行っているところもあります。成年後見制度や日常生活自立支援事業を行う権利擁護センターなどが、単に介護施設や生活保護担当部署の金銭管理を請け負う場であってはなりません。

市町村町申立については、申立書作成を弁護士事務所等へ委託するなども1つの方法ではないでしょうか。



虐待認定がされた事例については、市町村町申立による成年後見制度利用は都道府県・市町村虐待対応マニュアルにおいても示されているところです。親族の意向は優先されませんので、本人の保護、支援計画、申立等を含め関係者会議を招集して、早急に支援を開始してはいかがでしょうか。なお、県高齢者虐待対応支援チームなどの応援も検討してください。

※このコメントは、1つの見解のため参考としてご理解ください。

⑧ 参 考

①生活保護手帳 2019年度版 中央法規出版（2020年度版は8月17日発刊予定）

②厚生労働省 成年後見利用促進 成年後見制度利用促進 ニュースレター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

上記の2つについて、地域包括支援センターの社会福祉士の皆さんは、必須の情報だと思えます。

①生活保護受給申請の際のポイントになる情報や保護ケースワーカーと協働をするための動機付けなどを探っていくアイテムになります。問答集や事例集などもネット検索すると確認することが可能です。

②利用促進は行政や社会福祉協議会に任せきりというわけではいきません。役割の明確化も大切ですが、今ある地元の資源は何ができるか、何が足りないのかという地域アセスメントとともに、センターが利用促進計画の推進に参画していくことが求められます。

⑨皆さんが相談できる機関や人物がありますか。（参考）

課題	協働機関（相談・情報提供他）	備 考
医療		病気や医療保険の情報、診察の相談などしやすい医療機関・関係者
法律		財産処分、管理や相続、身元調査などを相談できる人や機関、事務所
福祉		行政含む制度利用や対象、手続きを相談できる部署や担当者
介護		保険利用のための相談や支援する事業所や関係者
生活保護		民生委員や保護担当者、自立支援相談センターなど
年金		年金事務所、社会保険労務士など専門機関やFPなどの関係者
不動産		弁護士、司法書士、不動産業者などとの関係者
金融		金融機関や手続きなどに詳しい人物や事業所とのつながり